河川愛護活動及び河川モニター活動傷害保険契約書（案）

　長野県知事　阿部　守一（以下「保険契約者」という。）と　　　　　　　　　　（以下「保険者」という。）は、次のとおり河川愛護活動及び河川モニター活動傷害保険契約（以下「保険契約」という。）を締結する。

　（総則）

第１条　保険契約者と保険者は、信義を重んじ、誠実に保険契約を履行しなければならない。

２　保険者は、この保険契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（保険責任）

第２条　保険者は後条及び保険者が交付する「普通保険約款」（以下「約款」という。）の規定により保険金を被保険者に支払うものとする。

（被保険者）

第３条　被保険者は、保険契約者が管理する一級河川において次の活動に参加する者とする。

(1)　河川愛護会に所属する会員で河川愛護活動に参加する者

(2)　長野県が委嘱する河川モニターで河川巡視等の活動に参加する者

（保険契約の期間）

第４条　保険契約の有効期間は、令和６年４月10日から令和７年４月10日までとする。

（保険料及び支払）

第５条　保険契約の保険料は、金　　　　　円とする。

２　保険者は契約後、契約日の属する月の翌月の末日（末日が土曜日、日曜日及び休日の場合はその前日とする。）を支払期日とする保険料を、保険契約者に求めるものとする。

３　保険契約者は、適法な支払請求書を受領したときは、支払期日までに保険者に支払うものとする。

　（契約保証金）

第６条（Ａ）　保険者は、契約保証金　　　　　円を保険契約締結と同時に保険契約者に支払うものとする。

２　保険契約者は、契約期間が満了したときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。

３　契約保証金には、利子を付さないものとする。

　　　※（Ａ）は、保険者が契約保証金を納付する場合に設ける条項である。

第６条（Ｂ）　契約保証金は、金　　　　　円とし、財務規則第143条第３号の規定によりその納付は免除する。

２　保険者が保険契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として保険契約者に納付しなければならない。

　　　※（Ｂ）は、保険者に対し、契約保証金の納付を免除する場合に設ける条項である。

　（保険金額）

第７条　保険契約の保険金額は次のとおりとする。

(1)　死亡・後遺障害　　１人につき100万円

(2)　負傷等による入院 １人１日につき1,500円

（ただし、事故の日から180日を上限とする。）

(3)　負傷等による通院　１人１日につき1,000円

（ただし、通院90日間かつ事故の日から180日を上限とする。）

　（事故報告）

第８条　保険者は、この保険に該当する事故を知ったときは、速やかにその状況（別紙様式の内容）を口頭により、保険契約者及び事故のあった所轄建設事務所長に報告するものとする。

（事後報告）

第９条　保険者は、保険期間が満了する日までに、第８条の事故報告の状況を別紙様式により保険契約者に報告するものとする。ただし、保険期間が満了した日において保険金等の内容で確定していない事項については、確定後直ちに確定した内容を報告するものとする。

　（契約解除）

第10条　保険契約者は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができるものとする。

(1)　保険者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（保険者が個人である場合にはその者を、保険者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(2)　前各号の場合のほか、保険者が保険契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときはこの限りでない。

（談合その他の不正行為による解除）

第10条の２　保険契約者は、保険者が保険契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、保険契約を解除することができる。

(1)　公正取引委員会が、保険者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2)　保険者（保険者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（賠償の予約）

第11条　保険者は、第10条の２の各号のいずれかに該当するときは、保険契約者が保険契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の２倍に相当する額を賠償金として保険契約者の指定する期間内に支払わなければならない。保険契約を履行した後も同様とする。ただし、第10条の２第１号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する不当廉売であるとき、その他保険契約者が特に認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定は、保険契約者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第12条　保険者は、保険契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく保険契約者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（約款との関係）

第13条　この保険契約に定めのない事項については、この保険契約に反しない限り、約款の規定を準用する。

（Ａ）この契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、発注者と請負者が両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

　（Ｂ）この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注

者と請負者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

［注］（Ａ）は紙の契約書を作成する場合、（Ｂ）は電子契約を行う場合に使用する。

令和６年　　月　　日

保険契約者　　　長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県知事　　阿　部　　守　一

 　 　　　　　　保険者